

平成20年12月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 12 件	
1	秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を設定する件	○設定理由 市の機関等に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとするため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織の使用等に係る共通事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化および効率化に資することを目的とする。 2 市の機関等は、申請等のうち書面等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとする。 3 市長は、少なくとも年1回、情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用等の方法により公表するものとする。 ○施行期日 平成21年3月1日から
2	秋田市市民サービスセンター条例を設定する件	○設定理由 地域における住民自治の拠点施設として支所機能および公の施設機能を併せ有する市民サービスセンター（以下「センター」という。）を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 歴史や風土を背景に一体感を持つ地域において、身近な行政サービスの提供および地域に密着した事業の執行により地域の課題を解決するとともに市民の自主的な地域自治活動を促進しおよび生涯学習を支援することにより、住民自治の充

実を図るため、センターを設置する。

2 センターは、支所機能および公の施設機能を併せ有する施設とする。

3 センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	新屋地区、浜田地区、豊岩地区および下浜地区

4 センターにおいて行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請の受付、証明書の交付等の窓口業務
- (2) 地域に密着した課題への対応を行うこと。
- (3) 生涯学習を通じた地域づくりの支援を行うこと。
- (4) 地域の市民が自主的に行う健全な地域自治活動の支援を行うこと。
- (5) センターの施設の使用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要と認める事業

5 センター（公の施設の機能を有する部分に限る。以下同じ。）の施設は、次のとおりとする。

センター名	施設名
秋田市西部市民サービスセンター	(1) 多目的ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 音楽室 (5) 調理室 (6) 陶芸工作室 (7) 子育て交流ひろば

6 センターの施設（5の(1)から(6)に限る。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。

7 センターの施設およびその附属設備の使用料は、次のとおりとする。

(1) 多目的ホール

区 分	単 位	金 額
営利を目的としない場合		無料
営利を目的とする場合	使用面積500平方メートル未満のもの1時間につき	2,000円

	使用面積500平方メートル以上のもの1時間につき	4,000円
--	--------------------------	--------

(2) 和室および洋室

区 分	単 位	金 額
営利を目的としない場合		無料
営利を目的とする場合	使用面積50平方メートル未満のもの1室1時間につき	200円
	使用面積50平方メートル以上のもの1室1時間につき	400円

(3) 音楽室、調理室および陶芸工作室

区 分	単 位	金 額
営利を目的としない場合		無料
営利を目的とする場合	1室1時間につき	400円

備考

- 1 多目的ホールにおいて照明器具を使用する場合は1時間につき50円（多目的ホールの使用面積が500平方メートル以上であるときは、100円）を、暖房設備を使用する場合は1時間につき800円（多目的ホールの使用面積が500平方メートル以上であるときは、1,600円）を加算する。
- 2 調理室において調理器具を使用する場合は、一式1時間につき150円を加算する。
- 3 陶芸工作室において陶芸窯を使用する場合は、一式1時間につき250円を加算する。
- 4 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

- 8 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせることができることとする。
 - 9 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならないこととする。
 - 10 指定管理者は、地域自治活動の促進および地域の団体の育成援助に係る事業に関する業務、センターの使用の許可に関する業務等を行うものとする。
 - 11 1から10までのほか、使用者の目的外使用等の禁止、原状回復の義務、損害賠償の義務等について規定する。
- 施行期日 平成21年5月7日から。ただし、使用の許可等に関する規定は、同年4月1日から。秋田市支所設置条例および秋田市公民館設置条例の一部を改正し、規定を整備する。

3	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件	○改正理由 旭南地区コミュニティセンターを設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 「旭南地区コミュニティセンター」を「旭南一丁目15番5号」に設置する。 ○施行期日 平成21年6月1日から											
4	秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件 ・食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第98号）：平成20年4月22日公布、同日施行	○改正理由 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第98号）の施行等に伴い、食品等事業者の公衆衛生上講ずべき措置の基準を強化するため、改正しようとするもの ○改正要旨 食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準として、新たに食品取扱室の衛生的な管理に関すること、健康被害や食品衛生法違反情報の保健所への報告に関すること等の規定を追加する。 ○施行期日 平成21年4月1日から											
5	秋田市リフレッシュガーデン条例を設定する件	○設定理由 リフレッシュガーデンを設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 勤労者をはじめとする市民にスポーツに親しむ場を提供し、もってスポーツの振興および市民の健康の増進に資するため、リフレッシュガーデンを設置する。 2 リフレッシュガーデンの施設は、ゴルフコースおよびクラブハウスとする。 3 リフレッシュガーデンを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。 4 リフレッシュガーデンのゴルフコースの利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内とする。 <table><tr><td>区分</td><td>単位</td><td>金額</td></tr><tr><td>平日</td><td rowspan="3">1人1日につき</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>日曜日、土曜日および休日</td><td>2,600円</td></tr><tr><td colspan="2">1人1月につき</td><td>10,000円</td></tr></table> 5 指定管理者（法人その他の団体であって、市長が指定するもの）は、利用料金	区分	単位	金額	平日	1人1日につき	1,600円	日曜日、土曜日および休日	2,600円	1人1月につき		10,000円
区分	単位	金額											
平日	1人1日につき	1,600円											
日曜日、土曜日および休日		2,600円											
1人1月につき		10,000円											

		を自己の収入として収受するものとする。 6 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 7 市長は、リフレッシュガーデンの管理を指定管理者に行わせることができることとする。 8 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開場時間および休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、リフレッシュガーデンの管理を行わなければならないこととする。 9 指定管理者は、リフレッシュガーデンの利用の許可等に関する業務を行うこととする。 10 1 から 9 までのほか、利用者の目的外利用の禁止、原状回復義務、損害賠償の義務等について規定する。 ○施行期日 平成21年4月1日から
6	秋田市雄和市民農園条例の一部を改正する件	○改正理由 仁井田地区市民農園を設置するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 条例の題名を秋田市市民農園条例とする。 2 「仁井田地区市民農園」を「秋田市仁井田字小中島163番地1ほか」に設置する。 3 仁井田地区市民農園の使用料を1㎡につき110円とする。 ○施行期日 平成21年4月1日から
7	秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件 ・卸売市場法の一部を改正する法律（平成16年法律第96号）：平成16年6月9日公布、一部を除き平成21年4月1日施行	○改正理由 卸売市場法の一部を改正する法律（平成16年法律第96号）の施行に伴い、卸売業者が収受する委託手数料に関する規制を緩和するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 卸売業者が定める受託契約約款に委託手数料に関する事項を定めなければならないこととする。 2 卸売業者は、委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その率を委託者に周知しなければならないこととする。 3 市長は、委託手数料の率が委託者に対

		し不当に差別的な取扱いをするものであるとき等は、卸売業者にその率の変更を命ずることができることとする。 ○施行期日 規則で定める日から。委託手数料の率の届出等に関し所要の経過措置を規定する。									
8	秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 占用料の額を改定するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 占用許可を受けた者が道路上に許可の内容を表示することが困難な場合等は、表示を要しないこととする。 2 占用料の額を引き下げる。 3 応急仮設建築物に係る占用料の額を定める。 ○施行期日 平成21年4月1日から。ただし、一部の規定は公布の日から									
9	秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例を廃止する件	○廃止理由 秋田駅東拠点地区における土地区画整理事業が終了したため、廃止しようとするもの ○施行期日 公布の日から。秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。									
10	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 分べん管理介助料の適正化を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨 分べん管理介助料のうち分べんおよび帝王切開に係る使用料の金額を引き上げる。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>改正後</th><th>現行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分べん</td><td>170,000円 (休日・深夜 190,000円)</td><td>140,000円 (休日・深夜 160,000円)</td></tr> <tr> <td>帝王切開</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td></tr> </tbody> </table> ※いずれも1回1胎についての金額	区分	改正後	現行	分べん	170,000円 (休日・深夜 190,000円)	140,000円 (休日・深夜 160,000円)	帝王切開	110,000円	80,000円
区分	改正後	現行									
分べん	170,000円 (休日・深夜 190,000円)	140,000円 (休日・深夜 160,000円)									
帝王切開	110,000円	80,000円									
11	秋田市児童館条例の一部を改正する件	○施行期日 平成21年1月1日から。条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。 ○改正理由 旭南児童館の改築に伴い、その位置の表示を改めるため、改正しようとするもの									

- 12 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する件

・公職選挙法の一部を改正する法律（平成19年法律第3号）：平成

19年2月28日公布、同年3月22日施行

「単行案」 7 件

- 13 住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件

実施区域	実施面積	対象世帯数(計画戸数)	住居表示の方法
御所野地区	0.053km ²	1世帯(33戸)	街区方式

- 14 町および字の区域を変更する件

変更後の町の区域	変更前の字の区域
御所野地藏田四丁目	四ツ小屋小阿地字狸崎の全部および四ツ小屋末戸松本字地藏田の一部

○改正要旨

旭南児童館の位置を「旭南一丁目15番1号」から「旭南一丁目15番5号」とする。

○施行期日 平成21年6月1日から

○改正理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成19年法律第3号）の施行に伴い、市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 条例の題名を秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例とする。

2 市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、市の費用負担の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。

3 選挙運動用ビラを無料で作成しようとする候補者は、ビラの作成業者との間において有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないこととする。

4 市は、費用負担の限度額の範囲内において、ビラの作成業者に直接費用を支払うこととする。

○施行期日 公布の日から。条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

- 住居表示の実施区域と方法を定めようとするもの

※根拠法：住居表示に関する法律第3条第1項

- 住居表示の実施に伴い、町および字の区域を変更しようとするもの

※根拠法：地方自治法第260条第1項

15	秋田市河辺岩見温泉の指定管理者を指定する件	○河辺岩見温泉の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 株式会社東北ダイケン秋田支店 ・指定の期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 ※根拠法：地方自治法第244条の2第6項
16	秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を指定する件	○雄和観光交流館等の指定管理者を指定しようとするもの ・対象施設 雄和観光交流館、雄和里の家、雄和観光農産物加工所、雄和ふるさと温泉、雄和コテージ、雄和サイクリングターミナル ・指定管理者 株式会社雄和振興公社 ・指定の期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 ※根拠法：地方自治法第244条の2第6項
17	秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定する件	○太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 太平山観光開発株式会社 ・指定の期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 ※根拠法：地方自治法第244条の2第6項
18	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 6路線 延長975.60m ※認定後の市道総延長 約1,964km ※根拠法：道路法第8条第2項
19	秋田市斎場火葬炉設備工事請負契約を締結する件	○斎場火葬炉設備工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 外旭川字山崎213番地他 ・契約金額 299,880,000円 ・契約先 富士建設工業株式会社 ・工期 平成23年7月29日まで ・工事概要 火葬炉数 12炉 燃焼設備、燃焼装置、排ガス処理装置、排気設備、電気計装設備等 一式 ※根拠法：地方自治法第96条第1項

	「 予 算 案 」 11 件	
20	平成20年度秋田市一般会計補正予算 （第3号）の件	○資料別紙
21	平成20年度秋田市土地区画整理会計 補正予算（第2号）の件	
22	平成20年度秋田市中央卸売市場会計 補正予算（第1号）の件	
23	平成20年度秋田市農業集落排水会計 補正予算（第1号）の件	
24	平成20年度秋田市大森山動物園会計 補正予算（第1号）の件	
25	平成20年度秋田市廃棄物発電会計補 正予算（第1号）の件	
26	平成20年度秋田市国民健康保険事業 会計補正予算（第1号）の件	
27	平成20年度秋田市介護保険事業会計 補正予算（第1号）の件	
28	平成20年度秋田市病院事業会計補正 予算（第1号）の件	
29	平成20年度秋田市水道事業会計補正 予算（第1号）の件	
30	平成20年度秋田市下水道事業会計補 正予算（第2号）の件	
	「 追加提案 」	
	「 人 事 案 」 8 件	
31	秋田市固定資産評価審査委員会委員 の選任について同意を求める件	○固定資産評価審査委員会委員阿部千鶴子 氏の任期満了（平成20年12月24日）に伴い、 その後任の選任について同意を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：地方税法第423条第3項

32	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員三浦清氏の任期満了（平成21年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
33	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員中川淑子氏の任期満了（平成21年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
34	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員三浦憲子氏の任期満了（平成21年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
35	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員天野博子氏の任期満了（平成21年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
36	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員高山万紀子氏の任期満了（平成21年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
37	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員稲場みち子氏の任期満了（平成21年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
38	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員松田和利氏の任期満了（平成21年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項